

病 院 局

令和8年（2026年）2月18日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

1	令和7（2025）年度補正予算概要	-----	1～5
2	令和8（2026）年度予算概要	-----	6～7
3	函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子	-----	8～15

1 令和7（2025）年度補正予算概要

【病院事業会計】

(1) 補正事項

(単位：千円)

事 項		補 正 額	備 考		
収益的収入及び支出					
収 入	入 院 収 益	△ 592,596	函館病院 入院収益の減 恵山病院 入院収益の減 南茅部病院 入院収益の減	△ 471,791 △ 33,211 △ 87,594	
	外 来 収 益	△ 145,261	函館病院 外来収益の減 恵山病院 外来収益の減 南茅部病院 外来収益の減	△ 113,485 △ 18,687 △ 13,089	
	高等看護学院収益	4,057	授業料, 入学料および入学検定料の増	4,057	
	他 会 計 負 担 金	△ 12,001	函館病院 一般会計負担金（医業収益）の増 函館病院 一般会計負担金（医業外収益）の減 恵山病院 一般会計負担金（医業外収益）の増 南茅部病院 一般会計負担金（医業外収益）の減 高等看護学院 一般会計負担金（医業外収益）の減	1,517 △ 9,039 942 △ 416 △ 5,005	
	他 会 計 補 助 金	207,930	恵山病院 一般会計補助金の増 南茅部病院 一般会計補助金の増	82,047 125,883	
	補 助 金	19,762	函館病院 補助金の増 (ドクターヘリ導入促進事業費補助金)	19,762	
	その他医業外収益	8,000	函館病院 その他医業外収益の増 (病院賠償責任保険保険金収入)	8,000	
	計	△ 510,109			
	支 出	給 与 費	△ 105,523	函館病院 給与費の減 恵山病院 給与費の増 南茅部病院 給与費の減 高等看護学院 給与費の減	△ 142,926 48,841 △ 10,490 △ 948
		材 料 費	△ 87,160	函館病院 材料費の減 恵山病院 材料費の減 南茅部病院 材料費の減	△ 40,455 △ 3,472 △ 43,233
経 費		27,762	函館病院 委託料の増 (道南ドクターヘリ運航業務委託料) 函館病院 雑費の増 (医療事故に係る示談による和解金)	19,762 8,000	
計		△ 164,921			

(単位：千円)

事 項		補 正 額	備 考	
資本的収入及び支出				
収 入	企 業 債	△ 28,300	函館病院 企業債の減 (医療機械器具整備事業費企業債)	△ 25,900
			恵山病院 企業債の減 (医療機械器具整備事業費企業債)	△ 2,400
	他 会 計 負 担 金	△ 58	高等看護学院 一般会計負担金(資本的収入)の減	△ 58
	補 助 金	30,680	函館病院 補助金の増 (北海道医療分野の生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金)	25,920
			恵山病院 補助金の増 (北海道医療分野の生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金)	2,400
			南茅部病院 補助金の増 (北海道医療分野の生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金)	2,360
	計	2,322		
支 出	器 械 備 品 購 入 費	2,616	南茅部病院 器械備品購入費の増	2,674
			高等看護学院 器械備品購入費の減	△ 58
	計	2,616		

(2) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
病院事業収益	26,559,287	△ 510,109	26,049,178	
医 業 収 益	23,642,621	△ 736,340	22,906,281	入院収益, 外来収益および一般会計負担金を補正
高等看護学院収益	62,703	4,057	66,760	授業料, 入学料および入学検定料を補正
医 業 外 収 益	2,160,809	222,174	2,382,983	一般会計負担金, 一般会計補助金, 補助金およびその他医業外収益を補正

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
病院事業費用	27,163,385	△ 164,921	26,998,464	
医 業 費 用	26,705,469	△ 163,973	26,541,496	給料, 手当等, 賞与引当金繰入額, 法定福利費, 法定福利費引当金繰入額, 退職給付費, 薬品費, 診療材料費, 患者給食費, 医療用消耗備品費, 委託料および雑費を補正
高等看護学院費用	210,016	△ 948	209,068	給料, 手当等および法定福利費を補正ならびに退職給付費を計上

(3) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資本的収入	2,830,261	2,322	2,832,583	
企 業 債	1,595,900	△ 28,300	1,567,600	企業債を補正
他 会 計 負 担 金	1,074,431	△ 58	1,074,373	一般会計負担金を補正
補 助 金	159,570	30,680	190,250	補助金を補正

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資本的支出	3,694,482	2,616	3,697,098	
建 設 改 良 費	2,001,544	2,616	2,004,160	病院器械備品購入費および高等看護学院 器械備品購入費を補正

(4) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
道南ドクターヘリ 格納庫賃借料	令和8年度から 令和17年度まで	220,000千円	247,500千円

(5) 企業債

補 正 前	補 正 後
限 度 額 1,595,900千円	限 度 額 1,567,600千円

令和7（2025）年度函館市病院事業会計予算（補正後）

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
病院事業収益	26,049,178	病院事業費用	26,998,464	内部留保資金 (減価償却費等) 546,348千円
医業収益	22,906,281	医業費用	26,541,496	
高等看護学院収益	66,760	高等看護学院費用	209,068	
医業外収益	2,382,983	医業外費用	235,876	
特別利益	693,154	特別損失	2,024	
		予備費	10,000	
	差 引	△ 949,286 千円		
	当年度純損益	△ 950,051 千円		

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	2,832,583	資本的支出	3,697,098	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 864,515千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 765千円及び過年度分損益勘定留保資金 863,750千円で補てんするものとする。
企業債	1,567,600	建設改良費	2,004,160	
他会計負担金	1,074,373	企業債償還金	1,666,849	
補助金	190,250	投資	26,089	
長期貸付金返還金	360			
	差 引	△ 864,515 千円		

当年度財源過不足額（※） △1,268,218千円

累積財源過不足額（※） 3,074,126千円

※上記の財源過不足額は、財政健全化法上の資金過不足額としている。

医療事故に係る示談による和解金について

1 北斗市に居住していた60歳代男性患者の遺族4人

(1) 和解金額 8,000,000円

(2) 経過

令和6年12月に手術のため市立函館病院に入院した患者の事案である。手術中に出血をきたし、止血を試みたものの、救命できず死亡した事案。以後、遺族と話し合いを続けてきたところ、令和7年12月8日に合意書を取り交わし和解（示談）となったものである。

2 示談による和解金の支払い期限

上記の件について、令和8年第1回市議会定例会にて可決されることを条件として令和8年4月30日限り支払う。なお、加入している「病院賠償責任保険」により全額保険金が支払われる。

2 令和8（2026）年度予算概要

【病院事業会計】

(1) 業務の予定量

区 分	年間患者数		一日平均患者数	
	入 院	外 来	入 院	外 来
函 館 病 院	(一般) 170,455 人	281,247 人	467.0 人	1,167.0 人
恵 山 病 院	(療養) 13,870	12,773	38.0	53.0
南 茅 部 病 院	(一般) 8,760	15,713	24.0	65.2

(2) 収益的収入及び支出

収 入	支 出	備 考
病院事業収益	病院事業費用	内部留保資金 (減価償却費等) 466,988 千円
医業収益	医業費用	
高等看護学院収益	高等看護学院費用	
医業外収益	医業外費用	
特別利益	特別損失	
	予備費	

差 引 △ 932,339 千円

当年度純損益 △ 933,362 千円

(3) 資本的収入及び支出

収 入	支 出	備 考
資本的収入	資本的支出	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 935,263 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,023 千円及び過年度分損益勘定留保資金 934,240 千円で補てんするものとする。
企業債	建設改良費	
他会計負担金	企業債償還金	
補助金	投資	
長期貸付金返還金		

差 引 △ 935,263 千円

当年度財源過不足額 (※) △ 1,401,637 千円

累積財源過不足額 (※) 1,672,489 千円

※上記の財源過不足額は、財政健全化法上の資金過不足額としている。

参考資料

3 病院，高等看護学院の内訳

収益的収支

区 分		合 計	函館病院	恵山病院	南茅部病院	高等看護学院
			千円	千円	千円	千円
収 入	病院事業収益	26,775,995	25,394,577	674,441	488,047	218,930
	医業収益	23,708,623	22,880,099	491,290	337,234	
	高等看護学院収益	69,522				69,522
	医業外収益	2,258,594	1,807,668	168,623	148,190	134,113
	特別利益	739,256	706,810	14,528	2,623	15,295
支 出	病院事業費用	27,708,334	26,071,212	767,385	666,940	202,797
	医業費用	27,257,582	25,840,933	762,006	654,643	
	高等看護学院費用	200,988				200,988
	医業外費用	238,264	219,779	4,879	11,797	1,809
	特別損失	1,500	500	500	500	
	予備費	10,000	10,000			
差 引		△ 932,339	△ 676,635	△ 92,944	△ 178,893	16,133

資本的収支

収 入	資本的収入	3,283,005	2,055,907	34,047	1,165,330	27,721
	企業債	1,727,300	927,200	11,500	788,600	
	他会計負担金	1,167,777	1,112,479	22,547	5,030	27,721
	補助金	387,568	15,868		371,700	
	長期貸付金返還金	360	360			
支 出	資本的支出	4,218,268	2,956,183	65,012	1,169,352	27,721
	建設改良費	2,310,991	1,118,767	30,634	1,161,261	329
	企業債償還金	1,878,957	1,809,096	34,378	8,091	27,392
	投資	28,320	28,320			
差 引		△ 935,263	△ 900,276	△ 30,965	△ 4,022	0

当年度財源過不足額	△ 1,401,637	△ 1,151,371	△ 83,327	△ 166,939	0
累積財源過不足額	1,672,489	1,922,755	△ 83,327	△ 166,939	0

3 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

市立函館南茅部病院を廃止し，川汲町に市立函館病院附属南かやベククリニックを設置するため

(2) 条例改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 条例の施行期日

令和9年4月1日

函館市公営企業の設置等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公営企業ごとの基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ウ 市立函館南茅部病院</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(ア) 位置 函館市安浦町92番地</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(イ) 診療科目 内科, 小児科, 外科および整形外科</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(ウ) 病床数 59床</u></p> <p>エ (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ウ 市立函館病院附属南かやベクリニック</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(ア) 位置 函館市川汲町1520番地4</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(イ) 診療科目 内科および外科</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(ウ) 病床数 19床</u></p> <p>エ (略)</p>

重要な公の施設の措置に関する条例 新旧対照表【附則第2項関係】

現 行	改 正 案
<p>(議決を要する施設)</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設を、10年を超えて独占的に利用させようとするときは、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 公園</p> <p>(2) 学校, 南北海道教育センター, 重要文化財旧函館区公会堂, 図書館, 博物館, 公民館, 女性センター, 青年センター, 市民会館, 芸術ホール, 亀田交流プラザ, アリーナ, 市民プール</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 勤労者総合福祉センター</p> <p>(5) 火葬場</p> <p>(6) 上屋</p> <p>(7) 温泉事業</p>	<p>(議決を要する施設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>病院, 南かやベクリニック</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>

函館市立病院条例 新旧対照表【附則第3項関係】

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>函館市立病院条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市立函館病院、市立函館恵山病院および市立函館南茅部病院（以下「病院」と総称する。）において徴収する使用料および手数料ならびに病院の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(料金等)</p> <p>第2条 病院の診療その他の業務について徴収する料金、手数料、<u>駐車場</u>（公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定する市立函館病院の来院者駐車場に限る。次条第2項において同じ。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）および<u>電気器具</u>（市立函館南茅部病院に設置したものに限る。）の使用料（以下「電気器具使用料」という。）の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する料金以外の料金、手数料、<u>駐車場使用料および電気器具使用料</u> 次に定める別表に定める額 ア～ウ (略) エ <u>電気器具使用料</u> 別表第4</p> <p>(5) 前各号に規定するもの以外の料金、手数料または使用料 管理者が別に定める額</p> <p>2 前項第3号から第5号までに規定する料金、手数料または使用料の額については、<u>駐車場使用料および電気器具使用料ならびに消費税法</u>（昭和63年法律第108号）の規定により非課税とされるものを除き、それぞれ別表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(料金等の徴収方法等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>電気器具使用料は、前納しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>市立函館病院等の使用料等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市立函館病院、市立函館恵山病院および市立函館病院附属南かやベクリニック（以下「病院等」と総称する。）において徴収する使用料および手数料ならびに病院等の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(料金等)</p> <p>第2条 病院等の診療その他の業務について徴収する料金、手数料および<u>駐車場</u>（公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定する市立函館病院の来院者駐車場に限る。次条第2項において同じ。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する料金以外の料金、手数料および<u>駐車場使用料</u> 次に定める別表に定める額 ア～ウ (略) (削る)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 前項第3号から第5号までに規定する料金、手数料または使用料の額については、<u>駐車場使用料および消費税法</u>（昭和63年法律第108号）の規定により非課税とされるものを除き、それぞれ別表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(料金等の徴収方法等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略) (削る)</p>

(特別の診療契約等)

第5条 管理者は、患者の診療その他病院の正常な運営に支障のない限り、診療業務について法令に基づく指定もしくは官公署の委託を受け、または公共的団体その他の団体と特別の診療契約を結ぶことができる。この場合においては、第2条の規定を適用しないことができる。

(入院の拒否等)

第6条 病院の各院長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入院を拒み、または入院患者に退院を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

別表第1 (第2条関係)

種別			金額
特別室 加算料 料金	市立函館病院	(略)	(略)
	市立函館恵山病院	(略)	
	市立函館南茅部病院	(略)	
その他の料金			(略)

備考

1・2 (略)

別表第4 (第2条関係)

区分	金額
洗濯機	使用1回につき100円
乾燥機	使用1回につき50円

(特別の診療契約等)

第5条 管理者は、患者の診療その他病院等の正常な運営に支障のない限り、診療業務について法令に基づく指定もしくは官公署の委託を受け、または公共的団体その他の団体と特別の診療契約を結ぶことができる。この場合においては、第2条の規定を適用しないことができる。

(入院の拒否等)

第6条 病院等の各院長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入院を拒み、または入院患者に退院を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

別表第1 (第2条関係)

種別			金額
特別室 加算料 料金	市立函館病院	(略)	(略)
	市立函館恵山病院	(略)	
	市立函館病院 附属南 かやベ ック	(略)	
		(略)	
その他の料金			(略)

備考

1・2 (略)

(削る)

函館市病院局職員資格取得資金貸与条例 新旧対照表【附則第4項関係】

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市立函館病院、市立函館恵山病院および<u>市立函館南茅部病院</u>（以下「<u>市立病院</u>」）と総称する。）の医療業務に従事する職員が高度な医療技術に関する資格を取得する際に必要となる資金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資格取得資金の貸与)</p> <p>第2条 <u>市立病院</u>において看護師、薬剤師その他の管理規程で定める医療業務に従事する職員であって、管理規程で定める要件に該当するものは、認定看護師、がん専門薬剤師その他の<u>市立病院</u>の医療技術の向上に資するものとして管理規程で定める資格（以下単に「資格」という。）を取得しようとするときは、この条例の定めるところにより、資格を取得するために必要な資金（以下「資格取得資金」という。）の貸与を受けることができる。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第9条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、貸与した資格取得資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資格を取得した者であって、引き続き<u>市立病院</u>に在職しているものであるとき <u>市立病院</u>に在職している期間</p> <p>(3) 資格を取得するための認定試験の結果、資格を取得することができなかった者（当該認定試験の困難度その他の事情を考慮して管理規程で定める者に限る。）または疾病その他の管理者が認めるやむを得ない理由により資格を取得するための認定試験を受験することができなかった者であって、引き続き<u>市立病院</u>に在職し、かつ、貸与を受けた資格取得資金に係る資格を取得する意思を有するものであるとき 管理規程で定める期間</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第10条 管理者は、前条第2号に該当して返還の債務の履行の猶予を受けている被貸与者が次の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市立函館病院、市立函館恵山病院および<u>市立函館病院附属南かやベクリニク</u>（以下「<u>病院等</u>」）と総称する。）の医療業務に従事する職員が高度な医療技術に関する資格を取得する際に必要となる資金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資格取得資金の貸与)</p> <p>第2条 <u>病院等</u>において看護師、薬剤師その他の管理規程で定める医療業務に従事する職員であって、管理規程で定める要件に該当するものは、認定看護師、がん専門薬剤師その他の<u>病院等</u>の医療技術の向上に資するものとして管理規程で定める資格（以下単に「資格」という。）を取得しようとするときは、この条例の定めるところにより、資格を取得するために必要な資金（以下「資格取得資金」という。）の貸与を受けることができる。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資格を取得した者であって、引き続き<u>病院等</u>に在職しているものであるとき <u>病院等</u>に在職している期間</p> <p>(3) 資格を取得するための認定試験の結果、資格を取得することができなかった者（当該認定試験の困難度その他の事情を考慮して管理規程で定める者に限る。）または疾病その他の管理者が認めるやむを得ない理由により資格を取得するための認定試験を受験することができなかった者であって、引き続き<u>病院等</u>に在職し、かつ、貸与を受けた資格取得資金に係る資格を取得する意思を有するものであるとき 管理規程で定める期間</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第10条 (略)</p>

各号のいずれかに該当するときは、貸与した資格取得資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 資格を取得した日の翌日から起算して市立病院において医療業務に従事した期間（休職その他の事由により医療業務に従事していないものとして管理規程で定める期間がある場合にあつては、当該期間を除いた期間を通算した期間）が5年に達したとき。

(2) (略)

2 (略)

(1) 資格を取得した日の翌日から起算して病院等において医療業務に従事した期間（休職その他の事由により医療業務に従事していないものとして管理規程で定める期間がある場合にあつては、当該期間を除いた期間を通算した期間）が5年に達したとき。

(2) (略)

2 (略)

函館市看護師等修学資金貸付条例 新旧対照表【附則第5項関係】

現 行	改 正 案
<p>(修学資金の種類および貸付けの対象者)</p> <p>第2条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）が貸し付ける修学資金の種類は、看護師修学資金および助産師修学資金とし、その貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 看護師修学資金 学院において修学中の学生であつて、将来看護師等として市立函館病院、<u>市立函館恵山病院または市立函館南茅部病院</u>（以下「病院」と総称する。）においてその業務に従事しようとするもの（看護師としての修学に要する資金の貸付けを他に受けている者を除く。）</p> <p>(2) 助産師修学資金 学院を卒業後引き続き保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号に規定する学校または同条第2号に規定する助産師養成所（以下「助産師学校養成所」という。）に入学または入所をし、当該助産師学校養成所において修学中の学生または生徒であつて、将来看護師等として<u>病院</u>においてその業務に従事しようとするもの（助産師としての修学に要する資金の貸付けを他に受けている者を除く。）</p> <p>(看護師修学資金の償還)</p> <p>第6条 看護師修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に看護師修学資金に係る貸付金を償還しなければならない。</p> <p>(1) 学院または次条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として<u>病院</u>に勤務しないとき。</p> <p>(2) 学院または次条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として<u>病院</u>に勤務した後に退職し、その勤務した期間が看護師修学資金の貸付けを受けた期間に満たないとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(看護師修学資金の償還の猶予)</p>	<p>(修学資金の種類および貸付けの対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 看護師修学資金 学院において修学中の学生であつて、将来看護師等として市立函館病院、市立函館恵山病院または<u>市立函館病院附属南かやベクリニック</u>（以下「病院等」と総称する。）においてその業務に従事しようとするもの（看護師としての修学に要する資金の貸付けを他に受けている者を除く。）</p> <p>(2) 助産師修学資金 学院を卒業後引き続き保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号に規定する学校または同条第2号に規定する助産師養成所（以下「助産師学校養成所」という。）に入学または入所をし、当該助産師学校養成所において修学中の学生または生徒であつて、将来看護師等として<u>病院等</u>においてその業務に従事しようとするもの（助産師としての修学に要する資金の貸付けを他に受けている者を除く。）</p> <p>(看護師修学資金の償還)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 学院または次条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として<u>病院等</u>に勤務しないとき。</p> <p>(2) 学院または次条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として<u>病院等</u>に勤務した後に退職し、その勤務した期間が看護師修学資金の貸付けを受けた期間に満たないとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(看護師修学資金の償還の猶予)</p>

第7条 管理者は、看護師修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる期間、看護師修学資金に係る貸付金の償還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 学院または第3号に規定する養成所等もしくは第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として病院に勤務したとき 当該勤務している期間
- (2) (略)
- (3) 学院を卒業後引き続き他の養成所等で管理者が定めるものに進学し、その養成所等を卒業後引き続き看護師等として病院に勤務しようとするとき 当該養成所等に在学している期間
- (4) 前号に規定する養成所等を卒業後引き続き他の学校等で管理者が定めるものに進学し、その学校等を卒業後引き続き看護師等として病院に勤務しようとするとき 当該学校等に在学している期間
- (5) (略)

(看護師修学資金の償還の免除)

第8条 管理者は、看護師修学資金の貸付けを受けた者が、学院または前条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として病院に勤務した場合において、その勤務した期間が看護師修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、看護師修学資金に係る貸付金の償還の債務を免除することができる。

第7条 (略)

- (1) 学院または第3号に規定する養成所等もしくは第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として病院等に勤務したとき 当該勤務している期間
- (2) (略)
- (3) 学院を卒業後引き続き他の養成所等で管理者が定めるものに進学し、その養成所等を卒業後引き続き看護師等として病院等に勤務しようとするとき 当該養成所等に在学している期間
- (4) 前号に規定する養成所等を卒業後引き続き他の学校等で管理者が定めるものに進学し、その学校等を卒業後引き続き看護師等として病院等に勤務しようとするとき 当該学校等に在学している期間
- (5) (略)

(看護師修学資金の償還の免除)

第8条 管理者は、看護師修学資金の貸付けを受けた者が、学院または前条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等を卒業後引き続き看護師等として病院等に勤務した場合において、その勤務した期間が看護師修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、看護師修学資金に係る貸付金の償還の債務を免除することができる。